

南関東防衛局競争参加資格等審査委員会設置要領を次のように定める。

平成 2 4 年 7 月 9 日

南関東防衛局長 山本 達夫

改正 平成 2 9 年 6 月 1 日南関東防衛局達第 3 号

改正 令和 6 年 1 月 1 9 日南関東防衛局達第 8 号

南関東防衛局競争参加資格等審査委員会設置要領

(定義)

第 1 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。
- (2) 建設コンサルタント業務等 測量等の調査、設計及び監理その他の業務をいう。
- (3) 建設工事等 建設工事及び建設コンサルタント業務等をいう。
- (4) 物品等 物品の製造、物品の購入、役務及び物品の売払をいう。

(設置)

第 2 条 南関東防衛局が発注する建設工事等及び物品等に関し、競争参加資格の設定、確認等を確実に行うとともに、競争参加資格者等選定の公正を期するため、南関東防衛局に南関東防衛局競争参加資格等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 3 条 審査委員会においては、次の事務をつかさどる。

2 建設工事に係る一般競争入札方式に関する次に掲げる事項

- (1) 競争参加資格の審議に関すること。
- (2) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の審査に関すること。
- (3) 競争参加資格の確認に関すること。
- (4) 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明に関すること。

3 建設工事に係る一般競争入札方式において総合評価方式を適用する場合における次に掲げる事項

- (1) 総合評価方式の適用並びに総合評価の評価項目及び評価基準等の設定に関すること。
- (2) 提出された技術提案等の審査及び評価に関すること。
- (3) 高度な技術を含む技術提案の評価等について、必要に応じて行う、個別の建設工事の評価方法及び落札者の決定に係る学識経験者等への意見聴取に関すること。なお、職種毎に2名以上への意見聴取を原則とする。
- (4) 技術提案が適正と認められなかった者及び非落札者に対する理由の説明に関すること。

4 建設工事に係る技術提案・交渉方式に関する次に掲げる事項

- (1) 技術提案の提出者に要求される資格及び提出者を選定するための基準の審議に関すること。
- (2) 提出された参加表明書及び技術提案の審査に関すること。
- (3) 技術提案の提出者及び優先交渉者の選定に関すること。
- (4) 技術提案・交渉方式で必要となる学識経験者等への意見聴取に関すること。
- (5) 参加表明書を提出した者のうち技術提案の提出者として選定されなかった者及び技術提案を提出した者のうち優先交渉者として選定されなかった者に対する理由の説明に関すること。

5 建設コンサルタント業務等に係る一般競争入札方式に関する次に掲げる事項

- (1) 競争参加資格の審議に関すること。
- (2) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の審査に関すること。
- (3) 競争参加資格の確認に関すること。
- (4) 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明に関すること。

6 建設コンサルタント業務等に係る一般競争入札方式において総合評価方式を適用する場合における次に掲げる事項

- (1) 総合評価方式の適用並びに総合評価の評価項目及び評価基準等の設定に関すること。
- (2) 提出された技術提案等の審査及び評価に関すること。
- (3) 技術提案が適正と認められなかった者及び非落札者に対する理由の説明に関すること。

7 建設コンサルタント業務等に係るプロポーザル方式に関する次に掲げる事項

- (1) 技術提案書の提出者に要求される資格及び提出者を選定するための基準の審議に関すること。
- (2) 提出された参加表明書及び技術提案書の審査に関すること。
- (3) 技術提案書の提出者の選定及び特定に関すること。
- (4) プロポーザル方式で必要となる学識経験者等への意見聴取に関すること。
- (5) 参加表明書を提出した者のうち技術提案書の提出者として選定されなかった

者及び技術提案書を提出した者のうち技術提案書を特定しなかった者に対する理由の説明に関すること。

8 建設工事等に係る随意契約方式に関する次に掲げる事項

- (1) 予定価格が250万円以上の建設工事に係る見積依頼の相手方の選定に関すること。
- (2) 予定価格が100万円以上の建設コンサルタント業務等に係る見積依頼の相手方の選定に関すること。
- (3) その他支出負担行為担当官が必要と認める建設工事等に係る見積依頼の相手方の選定に関すること。

9 建設工事等に係る企画競争方式に関する次に掲げる事項

- (1) 応募資格の審議に関すること。
- (2) 応募条件及び審査基準の設定に関すること。
- (3) 企画書の審査に関すること。
- (4) 企画書を選定しなかった者に対する理由の説明に関すること。

10 物品等の一般競争入札方式に関する事項。ただし、必要な事項は、支出負担行為担当官が別に定める。

11 その他支出負担行為担当官が必要と認める事項

(構成等)

第4条 審査委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、支出負担行為担当官をもって充てる。

3 委員は、南関東防衛局次長、総務部長、総務課長、会計課長、契約課長、地方調整課長、調達計画課長及び業務課長をもって充てる。

4 審査委員会は、その構成員の過半数の出席がなければ、原則、会議を開き審議することができないものとする。

5 審査委員会は、委員長が緊急な事情等により不在の場合で、かつ審査委員会開催日を変更することができない場合に限り、南関東防衛局次長を委員長代理として開催することができるものとする。

6 委員長は、審査委員会を招集し、会務を総括する。

(学識経験者等への委嘱)

第5条 建設工事等の発注に当たり、学識経験者等の意見を聴取する必要がある場合は、中立かつ公正な立場から判断することができる学識経験者等へ南関東防衛局長が委嘱し、意見を聴取する。

なお、委嘱した学識経験者等の氏名・職業は、原則として公開する。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め意見を述べさせることができる。

(技術部会)

第7条 審査委員会に、調達部が実施する建設工事等の技術的事項に関する審査資料の作成、学識経験者等への意見聴取等を行うため、技術部会を設ける。

2 技術部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

3 部会長は、調達部長をもって充てる。

4 部会員は、部会長が指定する者をもって充てる。

5 技術部会は、部会長が緊急の事情等により不在の場合で、かつ技術部会開催日を変更することができない場合に限り、部会長が指名した者を部会長代理として開催することができるものとする。

6 部会長は、技術部会を招集し、会務を総括する。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は契約課、技術部会の庶務は調達計画課において処理する。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要領は、平成24年7月9日から施行する。

2 横浜防衛施設局規則等の効力に関する達(平成19年南関東防衛局達第10号)は、廃止する。

附 則 (平成29年南関東防衛局達3号)

この達は、平成29年6月 1日から施行する。

附 則 (令和 6年南関東防衛局達8号)

この達は、令和 6年1月19日から施行する。